

入湯税特別徴収の手引

第1版（平成31年3月）



鶴岡市

目 次

1. はじめに.....	1
2. 入湯税の概要.....	1
3. 入湯税の相関図.....	2
4. 納税義務者.....	3
5. 課税免除.....	3
6. 税率.....	7
7. 特別徴収義務者.....	7
8. 特別徴収の手続.....	8
9. 延滞金・加算金.....	9
10. 納入申告書等の記載例.....	11
11. 実地調査.....	13
12. 入湯税の用途と情報公開.....	13
13. Q & A.....	14
14. 参考資料（根拠法令）.....	15

1. はじめに

入湯税の特別徴収業務につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

入湯税は、明治初期の雑種税を祖とし、昭和 25 年度に現行地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)の制定において市町村の法定普通税とされ、その後昭和 32 年度の目的税化を経て、長い歴史を有しています。

その間、市町村合併を含め入湯税を取り巻く状況は変わり、それに伴い入湯税の取扱いにおいて、判断に迷う状況が出て来ていることが想定されます。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引をご覧いただくことにより、入湯税の徴収方法や申告納入の手続方法について改めてご確認いただき、今後とも入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただければ幸いです。

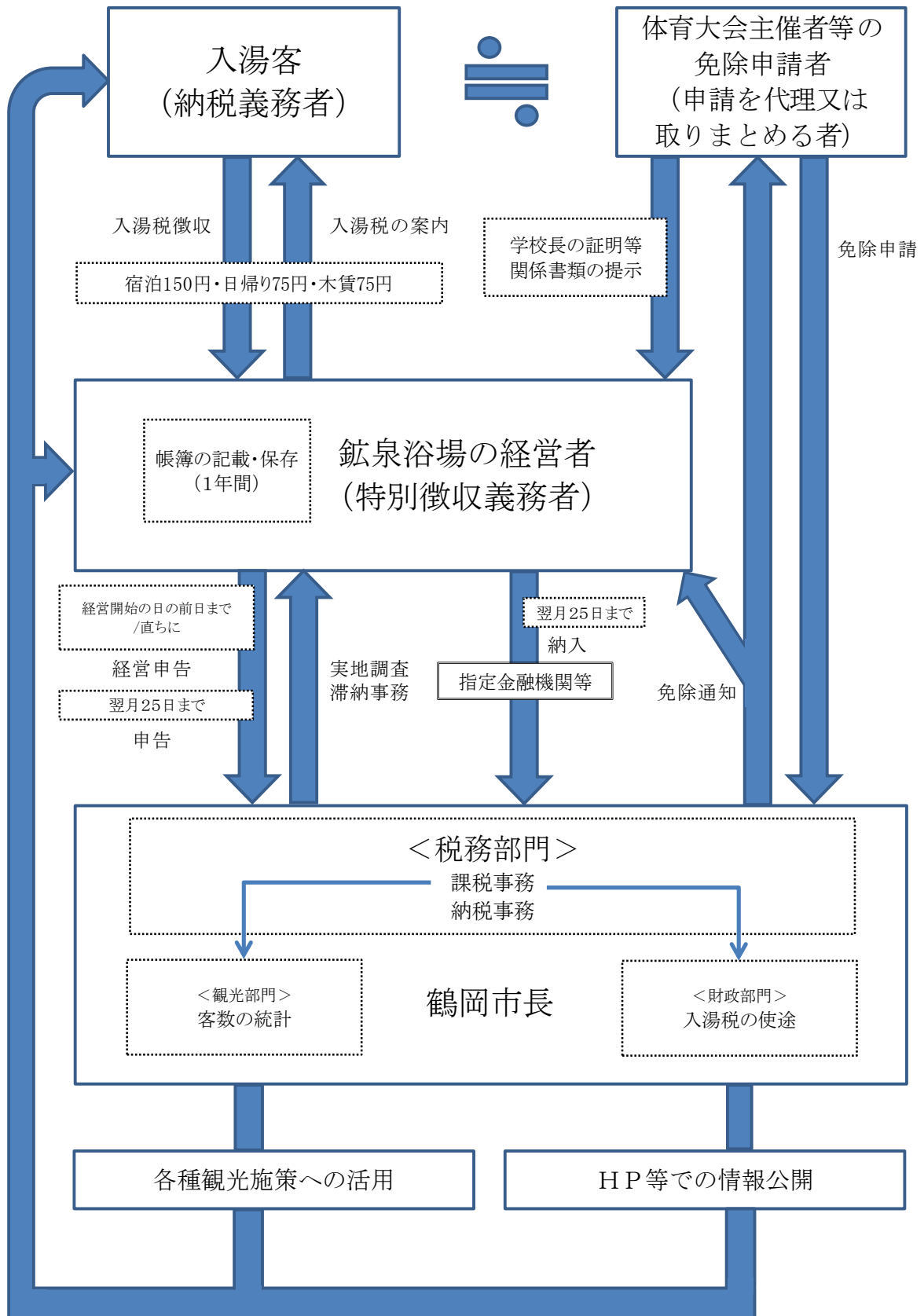
2. 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。

入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならないとされています。鶴岡市においては、鉱泉浴場の経営者は特別徴収義務者として、入湯客から入湯税を徴収し、毎月 25 日までに、前月分の納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入しなければなりません。

鶴岡市の入湯税の税率は、平成 31 年3月現在、宿泊(旅籠)の場合1人1泊につき 150 円、木賃の場合1人1泊につき 75 円、日帰りの場合1人につき 75 円です。

3. 入湯税の相関図



4. 納税義務者

市内の鉱泉浴場において入湯した入湯客です。パンフレットやHP等での事前周知、予約時又は会計時に、入湯税の課税及び税額の案内をお願いします。

- ▶ 「鉱泉浴場」とは、「原則として温泉法にいう温泉を利用する浴場」をいうもので、「温泉」とは、「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされていますが、「それに類するもので社会通念上鉱泉浴場と認められるもの」も含まれます。
- ▶ 温泉を外から運んでいる、いわゆる「運び湯」による温泉利用施設も、入湯税の課税の対象とします。

5. 課税免除

次のいずれかに該当する場合は、入湯税の課税が免除されます。なお、(3)と(4)については、「鶴岡市入湯税課税免除に係る事務処理要領」もご確認ください。

(1) 年齢 12 歳未満の者

- ▶ 納入申告書に人数を記載していただき、(3)～(5)の免除と重複しないようご注意ください。

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

- ▶ 「共同浴場」とは、「寮、社宅、療養所等に付設され日常の利用に供されるもの」をいいます。
- ▶ 「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令の規定に基づき入浴料金

が指定されているいわゆる「銭湯」のほか、老人福祉センターの浴場等をいいます。

- この経営形態の鉱泉浴場は特別徴収義務者として指定しませんが、開設の届出は必要です。

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が、教育活動の一環として実施する行事並びに修学旅行に参加する児童・生徒で、教職員が引率した者及び児童・生徒を引率する教職員

- 特別徴収義務者は、学校長が発行する証明書を有する場合等にこの規定を適用していただくとともに、免除の対象となる可能性がある宿泊予約があった場合は、本規定のご案内をお願いいたします。
- 納入申告書に人数及び件数を記載していただくとともに、証明書の原本等は納入申告書に添付し、鶴岡市へ提出してください。

(4) 山形県総合体育大会、東北総合体育大会及び国民体育大会並びに小学生、中学生、高校生及び大学生等の全県規模以上の体育大会に参加する選手、監督、役員、報道員、視察員その他の大会関係者(当該体育大会の主催者の定める宿泊要項等に基づいて宿泊する者に限る。)で、市長が別に定める期間に入湯するもの

- 全県規模以上の体育大会とは、山形県総合体育大会等に準じた規模の体育大会で、かつ、主催者が配宿にある程度関与するものとし、参加資格が全県規模以上だけでは必ずしも該当しないこととします。
- 体育大会の主催者等から申請を受けて免除期間を定め、その旨を該当する特別徴収義務者に通知いたしますので、納入申告書に人数を記

載してください。なお、免除の対象となる可能性がある宿泊予約があった場合は、本規定のご案内をお願いいたします。

(5) 前各号に定めるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

- (4)同様、該当する特別徴収義務者に通知いたしますので、納入申告書に人数を記載してください。

鶴岡市入湯税課税免除に係る事務処理要領

平成 31 年 3 月

(趣旨)

第 1 条 この要領は、鶴岡市市税条例（以下「条例」という。）第 142 条第 3 号及び第 4 号に規定する入湯税の課税免除の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(学校行事等の課税免除の事務処理)

第 2 条 入湯税の特別徴収義務者は、条例第 142 条第 3 号に規定する課税免除（以下、「学校行事等の課税免除」という。）の適用を、様式 1 による学校長の証明をもって行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、様式 1 による学校長の証明に代えることができる。

(1) 旅行業者が手配する修学旅行若しくはそれに準ずる旅行の場合

(2) 当該免除に該当する旨を市長が認める場合

3 第 1 項の特別徴収義務者は、学校行事等の課税免除を適用した人数及び学校単位の件数を条例第 145 条の規定により提出する納入申告書（以下、「申告書」という。）に記載し、並びに様式 1 の原本又は関係書類を添付するものとする。

(体育大会の課税免除の事務処理)

第 3 条 入湯税の特別徴収義務者は、条例第 142 条第 4 号に規定する課税免除（以下、「体育大会の課税免除」という。）の適用を、免除期間を定めた市の通知をもって行うものとする。

2 市長は、体育大会の主催者等から申請を受けて免除期間を定め、申請者及び該当する前項の特別徴収義務者に通知するものとする。

3 第 1 項の特別徴収義務者は、体育大会の課税免除を適用した人数を、申告書に記載するものとする。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成 31 年 4 月入湯分から適用する。

(様式1)

入湯税課税免除用 証明書

年 月 日

鶴岡市長 様

学 校 の 所 在 地

学 校 名

学 校 長 氏 名

印

電 話 番 号

担 当 教 職 員 氏 名

以下の施設を教育活動の一環として利用することを証明します。

施 設 名 称	
施 設 利 用 期 間	年 月 日 から
	年 月 日 まで
施 設 利 用 予 定 人 数	12歳以上の者 人
	12歳未満の者 人
	計 人

※課税免除となる方は、児童・生徒・引率教職員のみです。

※この証明書は、鶴岡市市税条例第142条第3項の課税免除を受けようとする場合に利用します。記入、押印したのち、旅館等の利用施設（入湯税の特別徴収義務者）に提出してください。

※一の教育活動で複数の施設を利用する場合は、各施設に提出してください。

※この証明書の提出がない場合は、入湯税が課税される場合があります。

6. 税率

同一の鉱泉浴場であれば入湯回数は問いませんが、同日に複数の鉱泉浴場において入湯する場合は、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税の対象となります。

(1) 旅籠入湯客：1人1泊について150円

- ▶ 「旅籠」とは、「食事を伴う宿泊」を指す場合がありますが、本市の入湯税上は「宿泊のうち木賃を除くもの」とし、食事の有無は問いません。

(2) 日帰りの入湯客：1人について75円

(3) 木賃入湯客：1人1泊について75円

- ▶ 「木賃」とは、「客が自炊を行うこと等により安価で宿泊する形態」を指します。旅籠宿における素泊まりはこれに当てはめません。
- ▶ 平成31年3月現在、本市に該当施設はないと認識しておりますので、新規で経営を開始する場合は事前にご相談ください。

7. 特別徴収義務者

入湯税の徴収は「特別徴収」によることとされています。「特別徴収」とは、「地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を納入させること」と定義されています。

(1) 経営の申告

鶴岡市においては鉱泉浴場の経営者が指定を受けその徴収義務を負うことから、経営を開始するとき、又は経営内容に変更があったときは、直ちにその旨を申告しなければなりません。

- ▶ 開設届 : 経営を開始する日の前日までに提出してください。複数の鉱泉浴場の経営を開始する場合は、その都度提出してください。
- ▶ 異動届 : 経営者(個人事業)、鉱泉浴場施設の所在地その他申告事項に変更がある場合に提出してください。なお法人の代表者変更については、法人市民税の異動届の提出のみで構いません。
- ▶ 休業届 : 冬期間や改修等に伴い休業する場合に提出してください。休業期間が不確定等の理由で提出が困難な場合は、毎月の納入申告書を0で申告していただく形も可とします。
- ▶ 閉鎖届 : 鉱泉浴場の経営者が変更となる場合で、変更前と変更後の経営者が同一とみなされない関係のときは、変更前経営者は本届を、変更後経営者は開設届を提出してください。

※各申告様式は鶴岡市 HP(「トップページ」→「税金」→「入湯税」)からダウンロードできますが、同様の事項が記載されていれば別様式でも構いません。申告方法は、後述「8 特別徴収の手続」の取扱いをご参照ください。

(2) 帳簿の記載

特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければなりません。帳簿書類は実地調査等の際に検査の対象としますので、適切に記入及び保存してください。なお、市税条例上保存義務は1年間とされていますが、所得税や法人税等の国税における規定に準じ、可能な限り5年間は保存くださいますようお願いいたします。

8. 特別徴収の手続

(1) 納入申告書の提出

- 毎月 25 日(土日祝の場合は、翌営業日)までに、前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を課税課諸税係(又は各地域庁舎市民福祉課)へ提出してください。
- 郵便又は信書便により提出された場合は、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。なお、控に受付印を要する場合は、返信用の切手付封筒を同封してください。
- 提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

(2) 納入書(領収証書兼領収済通知書)による納入

- 毎月 25 日(土日祝の場合は、翌営業日)までに、納入申告書に記載した前月分の徴収税額を、以下の金融機関等(納税課又は各地域庁舎市民福祉課でも可)を通じて納入書により納入してください。

荘内銀行本支店 山形銀行本支店 きらやか銀行本支店 鶴岡信用金庫本支店
 鶴岡市農業協同組合本支所・支店 庄内たがわ農業協同組合各支所(本所を除く)
 東北労働金庫本支店 山形県漁業協同組合由良支所・念珠関支所

※本市では、入湯税をはじめ、税額を各自が記載する申告納税方式の税目では、口座振替及びコンビニエンスストアでの納入に対応していませんのでご了承ください。

9. 延滞金・加算金

(1) 延滞金(平成 31 年中)

- | | |
|----------------------|--------|
| ① 納期限の翌日から1月を経過する日まで | 年 2.6% |
| ② ①の翌日以降 | 年 8.9% |

※①は各年の特例基準割合(財務大臣が告示した割合に1%を加算した割合)に年

1%を加算した割合又は年7.3%のいずれか低い割合、②は各年の特例基準割合に

年7.3%を加算した割合又は年14.6%のいずれか低い割合

(2) 加算金

該当する特別納税義務者には、その旨を通知いたします。なお、正当な理由があると認められるときは、この限りではありません。

区 分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第1項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、5%を加算)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため、決定があった場合 (法第701条の12第2項第1号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算 (法第701条の12第3項))
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第2項第2号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第2項第3号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (法第701条の12第5項)	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告しているとき (法第701条の13第1項)	不足税額×35%
	不申告や期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき (法第701条の13第2項)	納入すべき税額×40%
加算金の 加重措置	申告書の期限後提出又は更正決定があった日の前日から5年以内に、不申告加算金又は重加算金を徴収されたことがある場合 (法第701条の12第4項) (法第701条の13第3項)	上記加算金の割合+10% (期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないときを除く)

10. 納入申告書等の記載例

(1) 入湯税納入申告書 記載例

「名称」「所在地」「指定番号」は、事前に印刷しておりますが、
年月は各自でご記入ください（西暦和暦どちらでも構いません）。

課税免除した対象者数、件数及び計を忘れずに記入してください。
なお、述べ人数（1名で2泊の場合は、2名）で記入してください。
※学校行事等の場合は、免除対象であることを示す書類を添付してください。

平成 31 年 4 月分入湯税納入申告書

指定番号						100	
鈷泉浴場所在地		鶴岡市馬場町9番25号		名称(商号)		鶴岡市の湯	
課税標準及び税額						課税免除対象者数	
宿泊		木賃		日帰		合計	
人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額
人	円	人	円	人	円	人	円
100	15,000	0	0	500	37,500	600	52,500
						1. 年齢12歳未満の者 100 人 2. 学校行事等の課税免除 20 人 ※学校単位の件数 1 件 3. 体育大会で通知したもの 10 人 4. その他 0 人 計 130 人	
鶴岡市市税条例第145条の規定によって入湯税の納入について申告します。 2019 年 5 月 20 日 特別徴収義務者(営業主氏名) 鶴岡市の湯株式会社 ○○ ○○							
※入湯税の税率 宿泊：1人1泊150円、木賃：1人1泊75円、日帰：1人75円						申告期限及び納期限は、翌月25日です。	

合計人数に課税免除対象者数は含め
ないでください。

人数計上は宿泊の翌日又は精算日ではなく、宿泊初日としてください。
※月の末日から2泊の場合、1泊目は前月、2泊目は翌月に計上してください。

特別徴収義務者名を記入し、押印してください。
押印は原則代表職印又は代表者印としますが、各鈷泉浴場において公式に用いている他の印でも可
とします。

※ 該当がない場合でも、「0人」として毎月申告してください。

(2) 入湯税納入書(領収証書兼領収済通知書) 記載例

税目 入湯税 (61)

領収証書

31年度	4月分	一般会計	第100号
住所・氏名			
鶴岡市馬場町9番25号			
鶴岡市の湯株式会社			
税額		万 千 百 十 円	
	5	2	500
延滞金			
督促手数料			
合計	5	2	500
上記のとおり領収しました。			
鶴岡市指定金融機関 指定代理			
			領収日付印

○ 年度欄には、「年度当初に市で指定する年度(予め押印)」を記入してください。

○ 月分欄には、「該当月(入湯月)」を記入してください。

※ 平成31年3月入湯分から
新和暦2年2月入湯分までは、
「平成31年度」といたします。

指定番号は予め押印して送付しますが、再交付の場合等は各自で記入してください。

住所(所在地)は特別徴収義務者の所在地又は鉱泉浴場の所在地を記入してください。

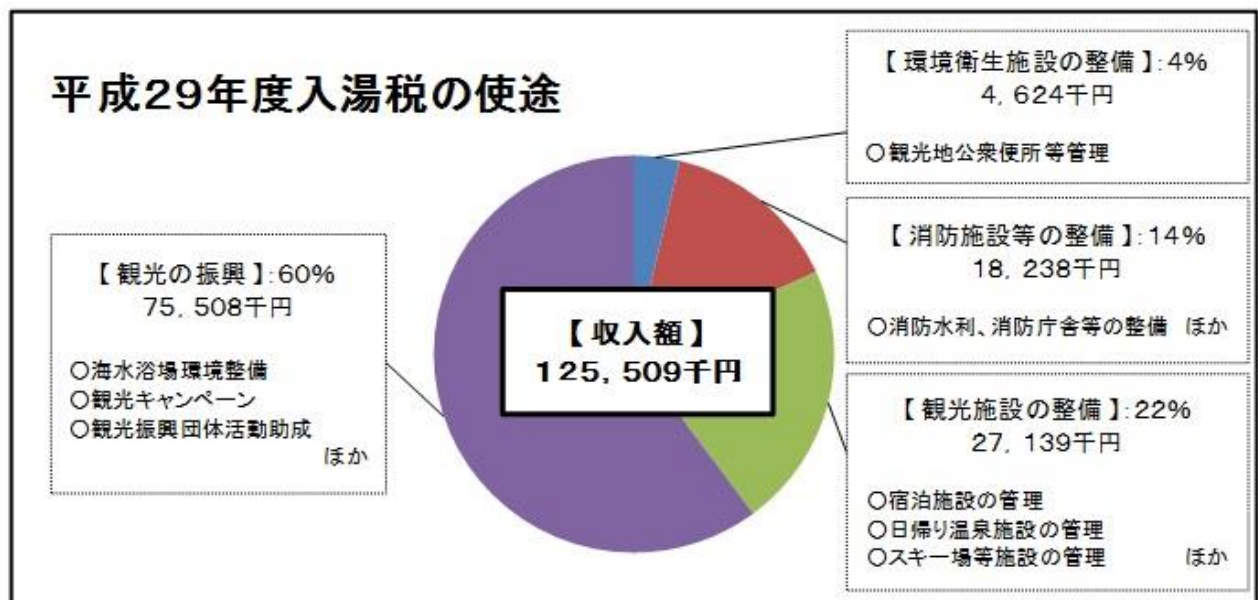
納入する税額を記入してください。

11. 実地調査

特別徴収義務者に対し、法第 701 条の5に基づき、必要に応じ実地調査を行います。該当する特別徴収義務者には別途ご案内いたしますので、ご協力をお願いいたします。

12. 入湯税の使途と情報公開

鶴岡市における入湯税の使途は、特別会計等を設けて事業を行う方式ではなく、毎年度決算時に該当事業へ充当する方式を採用しています。平成 29 年度における入湯税の使途は以下のとおりです。HP 上等で情報公開しておりますので、入湯客の方々へのご周知にご協力をお願いいたします。



また、入湯客数に関しましては、統計情報として観光部門へ提供し、各種観光施策へ活用しておりますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

13. Q & A

Q1 宿泊客から、病気や怪我、介添えを必要とする状況等により、温泉に入湯していないとの申出がありました、この場合、入湯税は課税されますか。また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればいいですか？

A1 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税されるものですので、入湯されていない場合は、入湯税を徴収することはできません。したがって、入湯税をあらかじめ預かっているような場合には、返金いただく必要があるとともに、納入申告書に記載する入湯客数からは除外してください。

入湯しているかどうかの判断については、一般社会通念から温泉旅館等の宿泊客が鉱泉浴場に入湯しないことは考え難く、また、入湯されたかどうかを個別に把握することは現実には困難と考えられることから、実務的には、入湯していないという申出がない限りは、入湯したものと推定して入湯税を徴収することになります。

Q2 入湯行為が主目的利用ではない日帰り客(飲食・法事等)について、入湯料金が含まれている利用契約の場合、入湯税を一律に課税してもかまいませんか？

A2 入湯されたかどうかを個別に把握することは現実には困難と考えられますが、入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税されるものですので、入湯料金を含んだ利用契約であっても、入湯していないことが客観的に明らかな場合は、一律に入湯税を徴収することはできません。

したがって、予約時や利用の前に、入湯行為と入湯税のご案内を適切に行っていただいた上で、入湯券等を任意に使用する、入湯行為の意思を確認する、入湯行為が出来る TPO かどうかで個別に判断する等、可能な範囲で柔軟な対応をしていただきますようお願いいたします。

Q3 鉱泉浴場経営者の招待により、入湯客の宿泊や日帰り入湯を無料とした場合、入湯税は課税されますか？

A3 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税されるものですので、入湯料金が無料であっても、入湯税は課税されます。

14. 参考資料（根拠法令）

鶴岡市市税条例(平成 17 年条例第 67 号) (抄)

第3章 目的税

第1節 入湯税

(入湯税の納税義務者等)

第 141 条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第 142 条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢 12 歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が、教育活動の一環として実施する行事並びに修学旅行に参加する児童・生徒で、教職員が引率した者及び児童・生徒を引率する教職員
- (4) 山形県総合体育大会、東北総合体育大会及び国民体育大会並びに小学生、中学生、高校生及び大学生等の全県規模以上の体育大会に参加する選手、監督、役員、報道員、視察員その他の大会関係者(当該体育大会の主催者の定める宿泊要項等に基づいて宿泊する者に限る。)で、市長が別に定める期間に入湯するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

(入湯税の税率)

第 143 条 入湯税の税率は、次によるものとする。

- (1) 旅籠入湯客1人1泊について 150 円
- (2) 日帰りの入湯客1人について 75 円
- (3) 木賃入湯客1人1泊について 75 円

(入湯税の徴収の方法)

第 144 条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第 145 条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月 25 日までに、前月 1 日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

第 146 条及び第 147 条 削除

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第 148 条 入湯税の特別徴収義務者は、法第 701 条の 10、第 701 条の 12 又は第 701 条の 13 の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第 145 条第3項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第 149 条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第 150 条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第 151 条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) (抄)

第4章 目的税

第4節 入湯税

(入湯税)

第 701 条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第 701 条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150 円を標準とするものとする。

(入湯税の徴収の方法)

第 701 条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

第 701 条の4 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

第 701 条の5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号の者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

(1) 特別徴収義務者

(2) 納税義務者又は納税義務があると認められる者

(3) 前2号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
- 4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第701条の18第6項の定めるところによる。
- 5 第1項又は第3項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第701条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - (2) 前条第1項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者
 - (3) 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第701条の7 第701条の4第2項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納入しなかつた金額が100万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、100万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第1項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
- 4 前項の規定により第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第701条の8 削除

(入湯税に係る更正及び決定)

第701条の9 市町村長は、第701条の4第2項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又はその税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。
- 3 市町村長は、前2項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。
- 4 市町村長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第701条の10 市町村の徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税において同じ。)があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足金額に第701条の4第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。
- 3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第1項又は第2項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第 701 条の 11 入湯税の特別徴収義務者は、第 701 条の 4 第 2 項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 市町村長は、特別徴収義務者が第 701 条の 4 第 2 項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第 701 条の 12 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第 7 項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第 701 条の 9 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。))を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と 50 万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に 100 分の 5 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に 100 分の 15 の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第 701 条の 9 第 2 項の規定による決定があつた場合

(2) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第 701 条の 9 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があつた場合

(3) 第 701 条の 9 第 2 項の規定による決定があつた後において同条第 3 項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第 7 項の規定の適用がある場合を除く。)において、前項に規定する納入すべき税額(同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第 701 条の 9 第 1 項から第 3 項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。))を加算した金額)が 50 万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に 100 分の 5 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第 2 項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは第 7 項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。)において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第 701 条の 9 第 1 項から第 3 項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。)又は重加算金(次条第 3 項において「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあるときは、第 2 項に規定する不申告加算金額は、前 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第 2 項に規定する納入すべき税額に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第2項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

6 市町村長は、第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第2項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

7 第2項の規定は、第5項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。(入湯税に係る納入金の重加算金)

第701条の13 前条第1項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第2項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に100分の40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前2項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがあるときは、前2項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第1項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 市町村長は、前2項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第5項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 市町村長は、第1項又は第2項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

第701条の14 削除

第701条の15 削除

(入湯税に係る督促)

第701条の16 特別徴収義務者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。)までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(入湯税に係る督促手数料)

第701条の17 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(入湯税に係る滞納処分)

第701条の18 入湯税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならない。

(1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

(2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第1号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。
- 3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第1項第1号に規定する10日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第13条の2第1項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関(破産法第114条第1号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 市町村の徴税吏員は、第1項から第3項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第86条第1項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
- 6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第701条の19 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。
- 3 情を知つて前2項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、2年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前3項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第701条の20 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
- (2) 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第701条の21から第701条の29まで 削除

入湯税特別徴収の手引

第1版（平成31年3月）

発行 鶴岡市総務部課税課諸税係

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号

電話 (0235)25-2111 内線206・259



山形県鶴岡市